八雲町交通安全計画書

令和3年度~令和7年度



北海道二海郡八雲町

目 次

まえが	き・	• • •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1章	į		通の	安:	全(•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第1	節	道路	交通	事	故の	D現	垗	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	八雲	町の	道	路3	を通	事	故	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	道路	交通	事	故の	D見	通		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2	節	交通	の安	全	にこ	つしい	7	の		標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3	節	施策	の柱	ع	重点	まま	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1	高鮒	化社	会	を路	当ま	え	た	総	合	的	な	奺	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	飲酒	運転	あ	根約	色•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3	スヒ	゚゠ド	ダ	ウン	· .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	4	シー	トベ	いし	10	D全	席	耆	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	5	自転	車の	安:	全和	川用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	6	生活	道路	に	おに	ける	安	全	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	7	冬季	にか	か	る <u>3</u>	を通	<u>i</u> の	安	全	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第2章	i i	構じよ	うと	_ す	るが	拖策	[•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第1	節	道路	交通	環:	境0	D整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1	生活	道路	に	おに	ける	人	.優	先	の	安	全	•	安	ιŅ	な	步	行	空	間	の	整	備	•	•	9
		(1)	生活	道	路に	こお	け	る	交	通	安	全	対	策	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(2)	通学	路	等に	こお	け	る	交	通	安	全	の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(3)	高鮒	者	ß	章か	いい	者	等	の	安	全	に	資	す	る	步	行	空	間	等	の	整	備	•	9
	2	幹紡	道路	に	おに	ける	交	通	安	全	妏	策	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(1)	幹綜	道	路文	寸策	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		(2)	適切	ا ا	機쉵	七分	担	さ	れ	た	道	路	網	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
		(3)	改築	等	に。	はる	交	通	安	全	対	策	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	3	交通	安全	施	設等	5整	備	事	業	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	4	災害	に備	え	た道		交	通	環	境	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	5	冬季	道路	交	通货	景境	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		(1)			_			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		(2)						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
		要望					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1

第2節 交通安全思想の普及徹底・・・・	• • • • • • • • 11
1 交通安全教育の推進・・・・・・	• • • • • • • • 12
(1) 年齢に応じた交安全教育の推	進 ・・・・・・・12
(2)障がい者に対する交通安全教	(育の推進・・・・・14
(3)外国人に対する交通安全教育	の推進・・・・・・14
(4)交通安全に関する普及啓発活	動の推進・・・・・14
2 飲酒運転根絶に向けた規範意識 <i>の</i>)確立・・・・・・14
3 スピードダウンの励行運動の推進	••••••
4 シートベルト・チャイルドシート	・等の正しい着用の徹底
	• • • 15
5 自転車の安全利用の推進・・・・	• • • • • • • • 15
6 デイ・ライト運動の浸透・定着及	なび
反射权	押品等の活用推進・・15
7 交通安全に関する民間団体等の主	体活動の推進・・・・16
8 街頭啓発及び広報活動の実施・・	• • • • • • • • 16
第3節 安全運転の確保・・・・・・・	• • • • • • • • 16
(1)安全運転管理の推進・・・・・	• • • • • • • • 16
(2)道路交通に関する情報の充実・	• • • • • • • • 17
第4節 救助、救急活動の充実・・・・・	• • • • • • • • 17
(1)救急、救助体制の整備拡充・・	• • • • • • • • 17
(2) 救急関係機関との連携による救	Z急医療体制の整備・・17
第5節 被害者支援・・・・・・・・・	• • • • • • • • 17
(1) 損害賠償の請求についての援助]等・・・・・・・18
(2)自転車損害賠償保険等への加入	、促進・・・・・・18

まえがき

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設の不足や車両の安全性を確保するための 技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、交通 事故の死傷者が著しく増加した。

このため、交通安全の確保が大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法が制定された。

これに基づき、昭和46年以降「交通安全計画」を作成し、また、平成17年11月には「八雲町交通安全条例」を制定し、関係機関や団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきたところである。

交通事故の防止は、町、関係機関及び団体のみならず町民一人ひとりが全力をあげて 取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない 社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、こ れに基づいて諸政策を推進していかなければならない。

この「八雲町交通安全計画」は、このような観点から、北海道交通安全計画を基本に町として、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

第1章 道路交通の安全

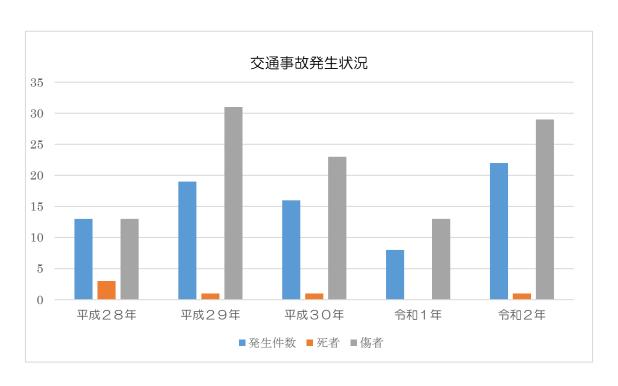
第1節 道路交通事故の現状等

1 八雲町の道路交通事故の現状

当町の交通事故は、実態として把握できていない事故や死亡には至らなかった重大事故等も発生しているところであるが、統計上は次の表のとおり事故件数は減少傾向であったが、令和2年においては増加、死亡事故も発生している状況である。 また、原因者を調べると、近年における交通事故の第一当事者は、女性運転者と高齢運転者に多く、これは全国的傾向と同様である。

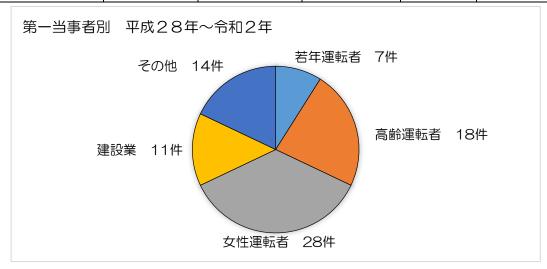
【八雲町 交通事故発生状況/昼夜別発生状況】

暦 年	発生件数	死 者	傷者	昼間	夜 間
平成28年	13件	3人	13人	10件	3件
平成29年	19件	1人	31人	14件	5件
平成30年	16件	1人	23人	14件	2件
令和 1 年	8件	0人	13人	7件	1件
令和 2 年	22 件	1人	29人	17件	5件



【八雲町 第一当事者別】

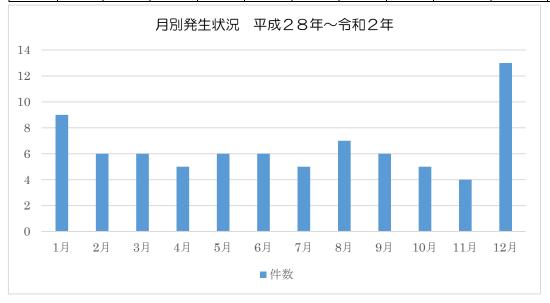
暦 年	若年運転者	高齢運転者	女性運転者	建設業	その他
平成28年	O件	3件	6件	1件	3件
平成29年	2件	4件	7件	3件	3件
平成30年	2件	3件	4件	3件	4件
令和 1 年	1件	2件	3件	1件	1件
令和 2 年	2件	6件	8件	3件	3件
合 計	7件	18件	28件	11件	14件



※第一当事者:最初に交通事故に関与した車両の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者

【月別発生状況/平成28年~令和2年】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
9件	6件	6件	5件	6件	6件	5件	7件	6件	5件	4件	13件



【八雲町 道路別発生状況】

暦 年		国道	道道	町道	高速道路	その他	
平成28年	件数	5件	2件	2件	1件	3件	
平成20年	死者	2件	-			1件	
平成29年	件数	13件	1件	3件	2件	_	
平成と9年	死者	1件	_	_	_	_	
TC 0 0 / 5	件数	12件	_	2件	2件	_	
平成30年	死者	_	_	_	1件	_	
令和 1 年	件数	6件	1件	_	1件	_	
	死者	_	_	_	_	_	
令和 2 年	件数	11件	6件	2件	1件	2件	
	死者	_		_	1件	_	
合計事故件数		47件	10件	9件	7件	5件	



【第一当事者の居住地別発生状況】

暦 年	八雲町	道内	道外	不明	合計
平成28年	6件	7件			13件
平成29年	8件	11件			19件
平成30年	6件	10件			16件
令和 1 年	3件	5件			8件
令和 2 年	8件	14件			22件
合 計	31件	47件	〇件	〇件	78件

これらの統計表による交通事故の発生状況を見ると、以下のような特徴がみられる。

- ① 国道等幹線道路での事故が多く、次いで道道、町道での事故が多いこと
- ② 運転者の半数以上が町外在住者であること
- ③ 昼間の事故が多く発生し、交通量が減少する夜間の事故は比較的少ないこと
- ④ 12月の雪の降り始めから、路面凍結が見られる1月、2月頃にかけて事故が増大していること。

2 道路交通事故の見通し

当町を取り巻く道路交通環境は、国道を中心とした安全施設の整備や道路の整備が年々着実に進められている。

当町は都市間距離が長いことから、自動車による移動や輸送への依存率が高く、自動車保有率は高めであるが、市街地の通過車両は、高速道路の延伸に伴う利用により僅かながら減少している。一方、道道42号線東雲相生跨線橋開通により生活道路である出雲通りの交通量が増加し、交差点での出会いがしらの事故や歩行者の横断中の事故、特に全国的な傾向から高齢者人口の増加に伴う高齢者による事故の増加が心配されるところである。

第2節 交通の安全についての目標

【数値目標】令和7年までの5年間、交通事故死者数「O」とする。

交通事故のない社会を実現することが目標であるため、本計画においては、交通事故による死者数を「O」とすることを目指す。

第10次計画期間中においては、事故件数が減少傾向にあったものの、令和2年度において増加してしまった現状を受け、目標実現のために、事故そのものの減少や負傷者数の減少に積極的に取り組むこととし、関係行政機関、関係民間団体、町民の理解と協力のもと、第2章に掲げる諸施策を総合的に推進する。

第3節 施策の柱と重点課題

【施策の柱】

1	道路交通環境の整備
2	交通安全思想の普及徹底
3	安全運転の確保
4	救助・救急活動の充実
5	被害者支援の充実と推進

【重点課題】

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

過疎化や少子高齢化の進行、自家用乗用車の普及などにより、通学、通院、買い物など日常生活に欠かせない移動手段であった公共交通機関の利用者が減少し、その維持・確保が難しくなっている。

高齢者をはじめとする交通弱者の方々が安心して日常生活を送るため、関係行政機関、関係民間団体と連携し、地域交通の維持・確保に向けた総合的な交通政策を推進する。

2 飲酒運転の根絶

北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係団体等が連携して、飲酒運転の予防及び再発の防止のためのアルコール健康障害を有する者等に対する相談支援、飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、町民に対する飲酒運転の状況等に関する情報提供など、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。

3 スピードダウン

事故直前の速度が高くなるほど致死率は高くなるため、自動車の走行速度と交

通事故の実態から最高速度違反の危険性について積極的に情報発信することにより、交通安全意識の高揚を図る。

4 シートベルトの全席着用

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底を図るため、関係機関・団体などと連携し積極的に普及活動に努める。

5 自転車の安全利用

自転車については、自動車に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者に衝突した場合には加害者となるため、損害賠償責任保険への加入を促進するとともに、すべての年齢層へのヘルメット着用を推奨するほか、自転車の点検・整備についての啓発活動を展開する。

さらに、自転車利用者については、交通ルールやマナーに違反する行動が多いことから、「北海道自転車条例」や「自転車の安全利用五則」についての広報啓発や 交通安全教育を推進する。

6 生活道路における安全確保

生活道路においては、幹線道路よりも交通事故発生の危険性が高くなることから、歩行者や自転車が安全に通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていくことが求められる。

道路交通事情等を十分に踏まえ、生活道路を対象として自動車の速度抑制を図るため、警察へ交通標識の設置や交通指導取締り等の要請、関係団体と協力し旗の波作戦などによるドライバーへの啓発活動を行い、歩行者に対しては、登下校時における幼児・児童・生徒、通勤者などへ交通指導を行う。

7 冬季に係る交通の安全

当町は、道南地域でも特に降雪量が多く、吹雪による視界不良や積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等、交通という観点からも厳しい影響のある地域である。

自動車等の運転環境が悪化するため、冬季交通特有の技能と知識の習得が必要であり、併せて交通安全意識の向上が求められる。冬道の交通事故の減少を図るため、

歩行者、運転者の安全教育の普及、民間の交通安全活動の推進等に重点を置いて、 積雪寒冷地に適した交通安全施設の整備充実をはじめ、各種の効果的な交通安全対 策を従来にも増して総合的に実施するものとする。

第2章 講じようとする施策

第1節 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備にあたっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、生活道路での安全推進に取り組むこととする。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図るため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を推進する。

1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であ り、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、ま た、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、市街地の幹線道路等において歩道を 積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する。

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

交通量や歩行者の多いエリアにおいては、関係行政機関、関係民間団体と連携 し、子供や高齢者等が安小して通行できる道路空間の確保を図る。

(2) 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関・団体が連携の上、定期的な「通学路合同安全点検」を実施し、通学危険箇所等の把握・改善を行い、交通安全施設等の整備については、道路管理者及び警察へ要望する。

高校・中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、ハンプ、狭さく等の設置やカラー舗装、防護柵、 横断歩道の拡充の要請を行うなど、通学路の整備を推進する。

(3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して利用できるよう、幅の 広い歩きやすい歩道等の整備、歩道段差の適切な切下げ等の整備を推進する。

2 幹線道路における交通安全対策の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路を優先的に整備することにより、安全かつ快適な交通環境の確立を図る。

(1) 幹線道路対策の推進

道路の構造及び交通実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所の改良や信号機の設置を要望し、既設の信号機についても交通状況の変化に対応できるよう、系統化、速度感応化等の高度化を推進する。そのため八雲警察署と協議し、特に幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感応化、閑散時押しボタン化を要望していく。

(2) 適切に機能分担された道路網の整備

歩行者及び自転車利用者の安全を図るため、市街地その他歩行者の多い地域を 中心として歩道等の整備を、道路改築事業等と併せ、引き続き重点的に推進す る。特に通学路、緊急に歩道等の整備の必要な道路について重点的に整備を進め る。

また、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、歩行者専用道路、車両の進入禁止、路側帯の設置等の交通規制に努めるとともに、押しボタン式信号機、歩行者用信号機等の整備を図るため、八雲警察署へ要望していく。

(3) 改築等による交通安全対策の推進

道路の改築にあたっては、交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑で快適な 交通を確保するため、関係機関との連携を図りながら歩道等の交通安全施設の整 備を推進する。

3 交通安全施設等整備事業の推進

新町総合計画に基づき、交通事故発生の危険性が高い信号機のない交差点や見通 しの悪いカーブ区間において、必要に応じてドット線、交差点クロスマークや道路 照明灯等の設置に努めるほか、交通安全啓発看板設置等については、地域住民や自 治会・町内会と連携して推進する。

4 災害に備えた道路交通環境の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合、早期復旧を目指し安全・安心な生活 を支える道路交通の確保を図る。 また、地震・豪雨・豪雪発生時等において、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・ 代替する道路の整備を推進する。

5 冬季道路交通環境の整備

冬季における安全かつ円滑な道路の確保のため、除雪体制の充実を図り、また、 車道・歩道への雪出し防止対策を強化し、積雪寒冷地の条件に適合した道路構造の 改善を行う。特に市街地においては、運搬排雪、交差点周辺の除雪体制を強化す る。

(1) 歩道の除雪

歩道の除雪は、地元住民の協力のもとに、車道の運搬排雪時の歩道除雪の同時 処理を推進するとともに、通学、通園路を優先した歩行空間の確保に努める。

(2)安全施設の整備

吹だまり、雪崩等による交通事故発生の未然防止を図るため、防雪、雪崩防止加工について幹線道路を重点とし積極的に整備を図るとともに、山間部でのスリップ事故が予想される急カーブについては、視線誘導標の施設整備を図る。また、自動車交通量の多い市街地の交差点、急坂路でのスリップ事故防止のため、凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布等に努め、冬季交通の安全確保を図る。

6 要望活動

道路交通環境の整備に対する各種要望については、八雲警察署、国、北海道及び 庁内関係課との連携により、取組みを進める。

第2節 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、人命を尊重し、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全 意識と交通マナーの向上に努めるとともに、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する 知識や思いやりの心を育むものである。また、交通事故被害者等の痛みを思いやり、 交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが必要となる。

このため、交通安全教育指針(平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号)等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達の段階やライフステージに応じた段階的か

つ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導の強化に努める。

また、地域の見守り活動等を通じ、地域ぐるみで高齢者の安全確保に取り組むとと もに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会 の一員であることを考慮し、自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、自転車利用に関 する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、道、町、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの役割を担い、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう努める。

特に交通安全教育・普及啓発活動にあたる町職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

1 交通安全教育の推進

(1)年齢に応じた交通安全教育の推進

交通安全教育は、幼児から高齢者まで幅広く行うとともに、その環境に応じた 効果的な方法での実施に努める。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達の段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を育成するとともに、 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所及び認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指

導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時や園外活動時等の安全な 行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ 児童生徒等に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対する交通安全教育は、家庭及び 関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自他の生命尊重という基本理念 に立って、心身の発達段階や地域の実情に応じて、交通安全に必要な事柄を理 解させ、身近な交通環境における様々な危険に気付いて、適確な判断の下に安 全に行動できる態度や能力を養うとともに、健全な社会人を育成することを目 標として、地域等と連携を図りながら計画的かつ継続的に行う。

小学校においては、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自 転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意 味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校においては、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自 転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急 手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

高等学校においては、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、 二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等につい てさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得 することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交 通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生 徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と 連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、 実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

ウ 成人等に対する交通安全教育

地域、職場における交通安全指導の充実を図るため交通安全運動推進委員会、 交通安全協会、安全運転管理者協会、安全運転管理者事業主会、町内会及び青 年団体、町交通安全指導員会、八雲ライオンズクラブ、その他交通安全関係団 体の活動に対して積極的な協力を行い、それらの活動を通じて正しい交通ルー ルの実践、なかでもスピードダウン、シートベルト着用の励行を習慣付けると ともに地域全体の交通安全意識の高揚を図る。

また、青年、成人等を対象とした学級、講座などにおける交通安全教育の推進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進する。

エ 高齢者等に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルールの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルールの知識の習得に努める。

このほか、関係団体と連携して、高齢者に対する社会教育活動、福祉活動、各種の催し等の機会を活用した交通安全教育の実施、運転免許の自主返納について啓発するほか、地域における家庭訪問による啓発や見守り活動等の啓発活動を促進する。また、夜間における交通事故の被害を避けるための夜光反射材の活用等、交通安全用品の普及にも努める。

(2) 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通事故に遭う不安や危険を解消するため、各種福祉活動の場を利用して、安全に道路を通行するための知識や技能の普及に努める。

(3) 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、外国人を雇用する使用者等と連携しながら効果的な交通安全教育に努める。

(4) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。また、交通安全運動の重点としては、子供と高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用の徹底、自転車の安全利用の推進等、交通情勢に即した事項を設定し、関係行政機関、関係民間団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

2 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を踏まえ、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒

運転の危険性について交通安全教育を推進するほか、地域、職場等における飲酒運転根絶に向けた取組みの普及に努める。また、酒類を提供する飲食店営業者等と連携し、飲酒運転根絶のための啓発用品を配布するなど、飲酒運転を抑止するための対策を行う。

3 スピードダウンの励行運動の推進

速度超過による交通事故の危険性の認識向上を図るため、交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。

4 シートベルト・チャイルドシート等の正しい着用の徹底

シートベルトやチャイルドシート及び自転車用ヘルメットの正しい着用の一層の 徹底を図るため、関係機関、団体と連携し、各種講習、交通安全運動の機会、街頭 での指導等あらゆる機会を通じて着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的 に行い、着用の徹底を図る。道、町、関係機関・団体等が協力し、あらゆる機会・ 媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

5 自転車の安全利用の推進

小中学生においては交通安全教育を中心に、自転車が道路を通行する場合は車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるよう努める。また、自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を推進する。

また、幼児、児童の保護者に対し、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、ヘルメット着用の徹底を図る。

6 デイ・ライト運動の浸透・定着及び反射材用品等の活用推進

昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、 運転者自らの交通安全意識を高め、車両の存在、位置等を相手に認識させることに より交通事故の防止を図る。

薄暮時から夜間においては視認性が低くなるため危険性が高いことを周知し、歩行者や自転車利用者が活用することで、事故防止効果が期待できる反射材用品等の使用を推進する。

7 交通安全に関する民間団体等の主体活動の推進

交通安全思想の普及徹底を図る上で、民間の交通安全団体については、これらの 団体が行う交通安全指導者の養成事業や諸行事に対する援助、必要な資料の提供等 を行う。また、その他の民間団体については、町民に交通安全思想を浸透させるた め、それぞれの立場に応じ、交通安全教育、広報活動等交通安全のための諸活動が 積極的に行われるよう交通安全運動の機会を利用して働きかけを行う。特に交通安 全運動の中核となっている交通安全協会、安全運転管理者協会、安全運転管理者事 業主会等の組織の充実強化を図るとともに活動の活性化に協力する。

8 街頭啓発及び広報活動の実施

交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、交通安全関係団体、関係事業者、 町内会・自治会、行政機関等が連携し、町内各所において街頭啓発を実施する。

具体的でわかりやすい交通安全広報を実施のため、広報紙、ホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、効果的な広報を実施する。

第3節 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であ り、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者 教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対 する教育等の充実を図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

(1)安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどにより、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、使用者等の安全意識の向上に努め、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

事業活動に伴う交通事故防止をさらに促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

(2) 道路交通に関する情報の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、 火山噴火等の観測データや予報、警報等の情報の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。

第4節 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、次により救急業務実施体制の整備を図る。

(1) 救急、救助体制の整備拡充

交通事故をはじめとする救急、救助活動の増大に対処するため、町における救 急、救助体制の整備、拡充を図り、救急活動の円滑な実施を期する。

(2) 救急関係機関との連携による救急医療体制の整備

交通事故による負傷者に対しての初期的救急医療体制を確立するため、公的病院を中心に管内医療機関との連携をとりつつ、理解と協力のもとに救急医療体制の整備を図る。

第5節 被害者支援

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、関係行政機関や関係団体等と連携し、交通事故被害者等の支援を行う。

(1) 損害賠償の請求についての援助等

損害賠償の請求についての援助等について、交通事故相談活動の中心となる北海道交通事故相談所の利用を推進するとともに、電話、文書による相談等を促進する。

(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進

近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、 こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図る ため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を促進する。